



基本構想

1—目的

2—目標年度

3—基本理念

4—将来都市像

5—将来指標と土地利用構想

6—基本目標

7—市民とともに進めるまちづくり

1

目的

この基本構想は、平成32年度（2020年度）における将来都市像等を定め、本市の実施する全ての施策が長期的に目指すべき大綱とします。

2

目標年度

この基本構想は、平成32年度（2020年度）を目標年度とします。

3

基本理念

我々は、天然の良港である敦賀港に代表される海陸交通の要衝という立地特性を発展の礎として、今日の穏やかで豊かな敦賀を築いてきました。

現在、地方分権が進展する中で、直面する人口減少をはじめとした激しい社会環境の変化に対して、特色を活かしながら、自立的に発展することが求められています。

そのため、我々一人ひとりが、この敦賀の担い手であるという自覚と責任をむねに、一丸となって、自らの力で未来を切り拓き、人と文化がきらめく交流拠点都市を築いていくことを基本理念とします。



4

将来都市像

この十数年の間、本市は、第5次敦賀市総合計画に定める「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」という将来都市像のもと、国内外の交流の促進による各分野の発展と魅力の創出を目指し、これまでの取組の中でその実現を着実に進めてきました。

そこで、今次の基本構想においては、これまでの取組、基本理念そして本市の課題を踏まえ、将来都市像を次のとおりとします。

『世界をつなぐ港まち

みんなで拓く交流拠点都市 敦賀』

本市が、「魅力あふれる交流都市」から、さらなる飛躍を実現するために、海陸交通の要衝としての立地特性を十分に発揮することで、国内外の各地域をつなぐ交流拠点となることを目指します。

そして、国内外の交流拠点としての本市を舞台とした、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組を原動力に、福祉、産業、教育等の様々な分野の発展を図るとともに、多様な人々とのふれあいによって、様々な価値観を受け入れることができる独自の文化を育み、交流拠点都市としての自立を確立することで、本市の魅力を一層高めていきます。

さらに、このことが国内外の様々な人々を引きつけ、各分野における新たな展開とさらなる自立的な発展を生むという「発展のサイクル」の形成を促します。

こうしたことに、我々が一丸となって取組むことによって、直面する重要課題を克服し、次のような敦賀を築きます。

(1) ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち

人口減少が進み、成熟化する社会に対応したまちづくりに向けた各種取組を充実させることで、本市の実情に即したいいきとした地域社会を形成し、本市に住む全ての人々が、ぬくもりと豊かさを実感することができる住みよいまち

(2) 安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち

社会環境の変化に対応することができる、活発で厚みのある産業構造を持ち、安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち

(3) 新たな価値を生み出す創造的なまち

海陸交通の要衝として、東アジア地域や、京阪神・中京大都市圏や周辺地域との広域的な連携を図りながら、本市に期待される役割と可能性を発揮することで、人・物・情報が集まり、新たな産業や文化等を生み出し、発信する創造的なまち

5

将来指標と土地利用構想

(1) 将来指標

① 将来人口の見通し

わが国全体で人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後10年間で、わが国全体では約3%、また福井県では約5%の人口減少が予測されています。

本市においても、前期基本計画終了期の平成27年には平成21年と比較して、約1,500人（約2%）減少の約67,400人、今次の総合計画終了期の平成32年には約3,400人（約5%）減少の約65,500人となることが予測されます。

このような中、本計画の将来都市像の実現により、前期基本計画終了期の平成27年の将来人口を68,000人、今次の総合計画終了期の平成32年の将来人口を67,000人と見通します。この主な増加要因として、産業の充実や市民生活の向上、そして舞鶴若狭自動車道をはじめとした広域交通網の展開を背景とした交流圏の拡大が挙げられます。

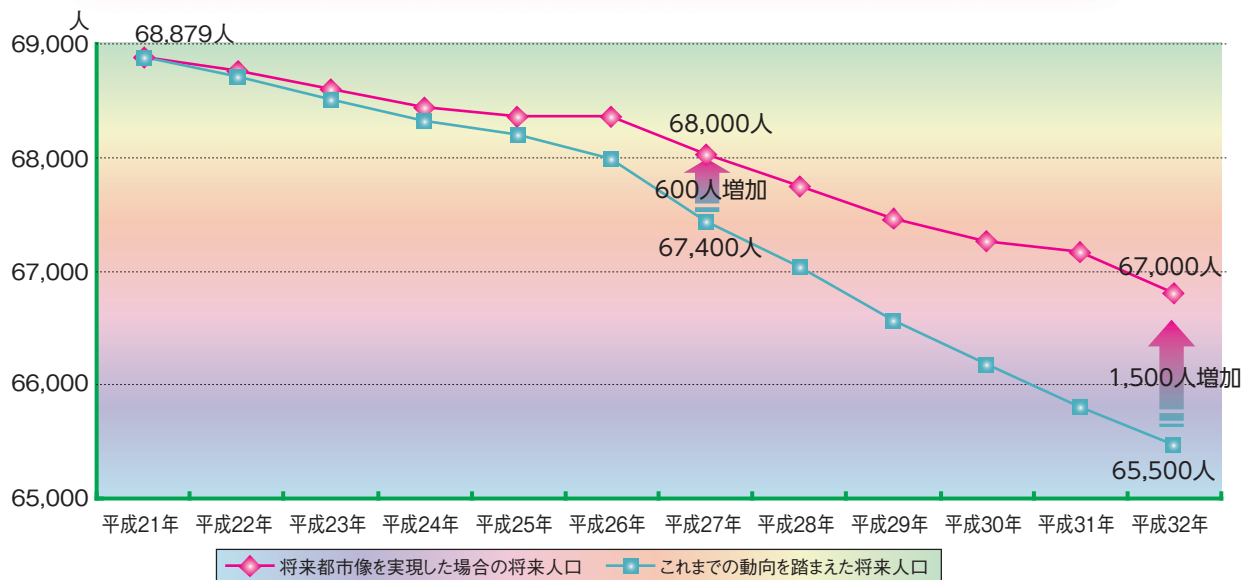
将来人口の見通しについては、これらのことが総合的に取組まれることによって実現することとします。

◆ 図表1 将来人口

(単位:人)

区 分	平成21年	平成27年	平成32年
将来都市像を実現した場合の将来人口	68,879	68,000	67,000
14歳以下人口(年少人口)	10,063	9,300	8,800
15歳～64歳人口(生産年齢人口)	43,576	41,400	39,800
65歳以上人口(高齢人口)	15,240	17,300	18,400
これまでの動向を踏まえた将来人口	68,879	67,400	65,500
14歳以下人口(年少人口)	10,063	9,200	8,500
15歳～64歳人口(生産年齢人口)	43,576	41,100	38,900
65歳以上人口(高齢人口)	15,240	17,100	18,100

※外国人を含む推計値、ただし平成21年については9月30日現在の実数値



② 産業構造

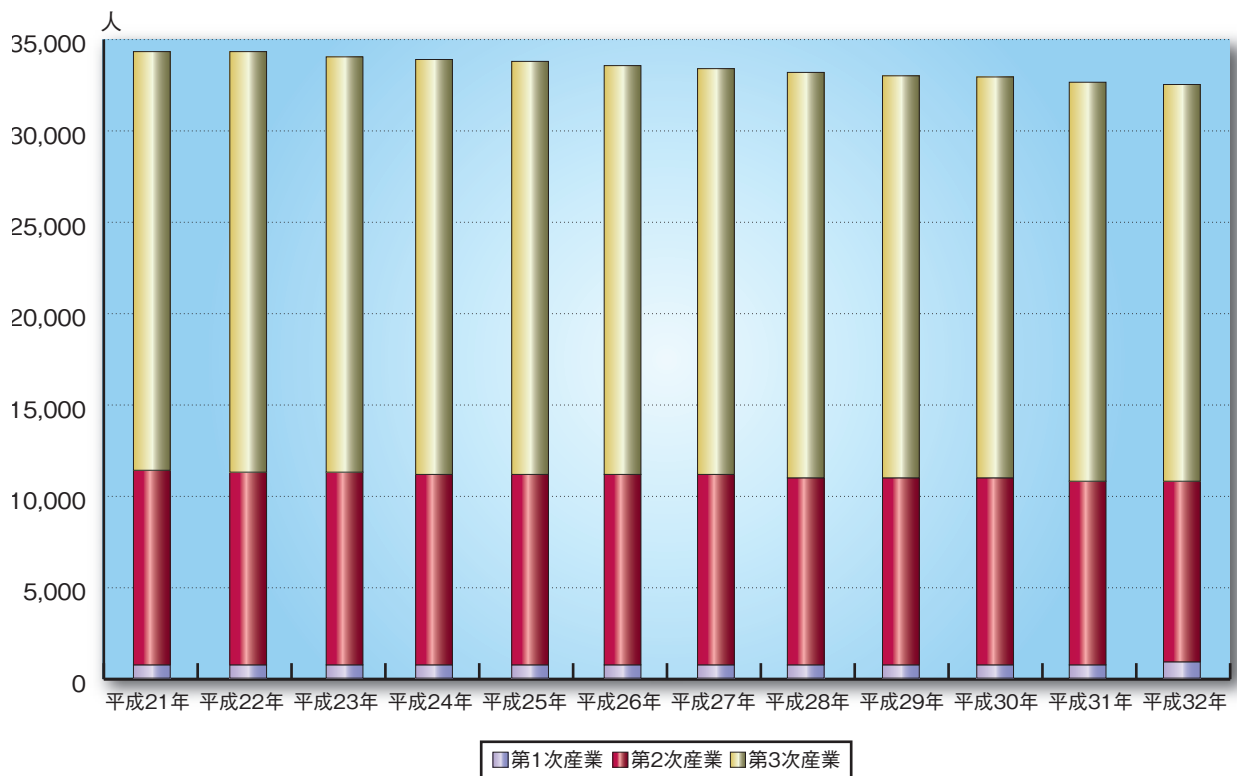
急速な少子化及び高齢化を背景とした人口減少の中で、就業者数全体も同様に減少傾向にあります。将来都市像を実現した場合の将来人口をもとに、産業構造の将来を見通し、第1次、2次、3次産業ともに横ばいあるいは微減傾向にとどめることとします。

◆ 図表2 産業構造(就業者数)

(単位:人)

区 分	平成21年	平成27年	平成32年
第1次産業	900	800	800
第2次産業	10,400	10,200	9,800
第3次産業	22,700	22,100	21,500
総 数	34,000	33,100	32,100

※国勢調査による推計値



(2) 土地利用構想

近年、核家族化や単身世帯の増加による世帯数の増加やモータリゼーションの進展、そして大規模集客施設をはじめとした商業施設等の郊外化によって、市街地のにぎわいの低下や豊かな自然環境の喪失が進む危険性があります。

このようなことから、これからの本市の土地利用構想として、大きく都市的地域と非都市的地域に区分し、それぞれの地域の個性と役割分担に基づいて、次のとおりとします。

① 都市的地域における土地利用

急速な少子化及び高齢化による人口減少が進む中で、都市の持続可能性等の観点から、これまでの開発と拡大によるまちづくりからの転換が求められています。

そこで、生活に必要な機能を歩いて行ける範囲に集約するコンパクトで住みよいまちづくりを進めるとともに、都市としての活力とにぎわいを創出するために、海陸交通の要衝としての本市の立地特性を活かした活発な産業活動を支援する、交流拠点都市にふさわしい、計画的な土地利用を推進します。

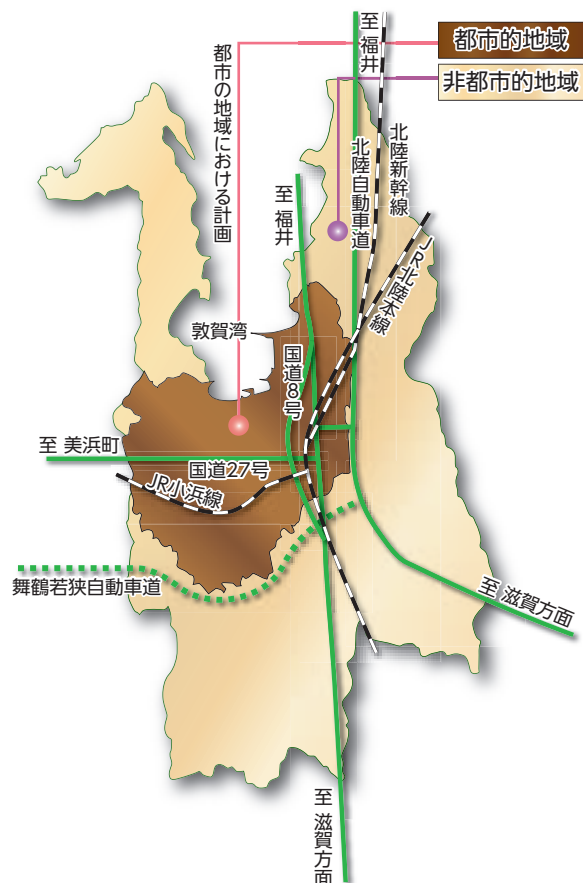
② 非都市的地域における土地利用

非都市的地域において、多くは森林地域、あるいは農業地域が広がっています。

これらの地域においては、本市の豊かな自然環境を育む地域であると同時に、暮らしに彩を与えるレクリエーション機能を持っています。

このような非都市的地域においては、敦賀市土地利用調整条例等の規制誘導策によって、郊外における野放図な開発行為等を抑制することで、将来世代の財産となる自然環境の保全に努めるとともに、将来における土地利用の選択の余地を残すこととします。

◆ 図表3 都市的地域と非都市的地域



6 基本目標

今次の基本構想においては、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組が、自立的な発展の原動力となって、市民の定住と市外の住民の移住を促す「発展のサイクル」を形成することで、将来都市像の実現を目指すこととします。

そこで、この実現のため、自立的な発展の原動力として位置づけた市民の思いを尊重しつつ、どのように施策を展開すべきかといった視点で、本市の基本目標を設定することとします。

(1) ぬくもりに満ちたまちづくり

安心して子どもを生み育てることができる環境を創りあげるとともに、子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や立場の人々が、住み慣れた地域や家庭の中で、喜びと生きがいをもって日々の暮らしを送ることができるように、地域社会の支え合いを基盤とした福祉社会の実現を目指します。

このことによって、本市に住む全ての人々が、やさしさとぬくもりを実感することができるまちづくりを推進します。



(2) 豊かさに満ちたまちづくり

生活道路をはじめとした基礎的な居住環境の基盤を整えながら、敦賀港や歴史的な街並みを活かした風格ある市街地の再整備を行うとともに、計画的な土地利用のもとで、それぞれの地域の役割分担とバランスに配慮した開発、そして自然環境との調和と共生を実現することによって、本市に住む全ての人々が豊かさを実感することができるまちづくりを推進します。



新しい敦賀駅舎（交流施設）イメージ

(3) 安心安全なまちづくり

急速に高齢化、核家族化が進行する中で、求められる新たなニーズに迅速に対応するため、地域医療・保健・福祉体制の充実を図ることによって、安心して市民生活を送ることができる社会基盤の充実を図ります。

また、原子力発電所の立地自治体として、その安全対策の充実強化を国や事業者に強く求めるとともに、地域のつながりを基盤とした消防・防災体制の確立や交通安全対策の強化によって、市民生活の安全を確保するまちづくりを推進します。



消防団の訓練風景

(4) 活力にあふれるまちづくり

社会環境の変化に対応するために、積極的な各種産業振興策により、たくましく厚みのある産業構造を構築するとともに、敦賀港やエネルギー産業といった本市にしかない強みを活かし、競争力の高い、安定的な経済基盤を確立することによって、本市に住む全ての人々が安心して働き、暮らすことができる環境を創出します。

さらに、産業や歴史・文化といった本市固有の資源を活かした観光振興策を展開することによって、活力にあふれるまちづくりを推進します。



鞠山南地区多目的国際ターミナル



産業団地

(5) 心豊かな人を育むまちづくり

未来の敦賀を築く子どもたちに対して、確かな学力の育成に加えて、郷土愛の醸成に取組み、子どもたちの健やかな成長を実現することができる教育を推進するとともに、文化、芸術、スポーツ活動の発展を図ります。

このことによって、交流拠点都市としてふさわしい多様な価値観を受け入れることができる、豊かでおおらかな市民性と文化を養い、本市に住む全ての人々が国内外から訪れる様々な人々とともに、自分らしく生きていくことができる、心豊かな人を育むまちづくりを推進します。



敦賀市立博物館



小学校の授業風景

7 市民とともに進めるまちづくり

地方分権に向けた取組が重視される中で、人口減少の進行をはじめとした激しい社会環境の変化に自立的に対応し、将来の敦賀を築いていくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組が必要となります。

そこで、市民の信頼に応える効率的な行政運営を行うことはもちろんのこと、まちづくりへの市民参画の体制を整えることによって、自立的な発展に向けた全ての基本目標に、市民と行政が協働し、ともに手を携えて取組んでいくことができる一層開かれた地域社会の実現を目指します。



博物館通りの修景イメージ



地域じまんづくり事業
(松島町・松島町2丁目 姫みこし)



中池見

前

期

基

本

計

画

編



序論

1—基本計画の位置づけ

2—前期基本計画と市民のニーズ

3—前期基本計画の視点

4—施策の体系

1

基本計画の位置づけ

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの部分からなります。

本計画は、このうち前期の基本計画にあたるもので、平成32年度（2020年度）を目標年度とする第6次敦賀市総合計画基本構想に基づき、その実現に向けて、次に示すように、具体的な進路を指し示すとともに、市政運営における戦略的な命令としての役割を担うものです。

(1) 具体的な進路としての基本計画

基本構想は、今後10年間といった長期的な大きな方向性を指し示す、いわば目的地と大まかな進路を示すものです。

一方、基本計画は、この基本構想を実現する

ために、どのような政策分野に力点を置き、どういった方向性をもって施策を展開するのかといった具体的な進路を示すものとなります。

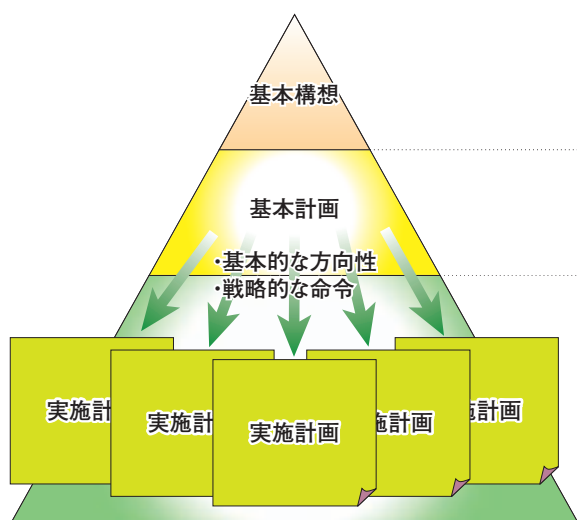
(2) 戦略的な命令としての基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために力点を置く政策分野を特定し、その具体的な進路として基本的な方向性を指し示すとともに、行政機関内部においては、基本構想の実現に向けた、行政機関各部局に対する市政運営における戦略的な命令という側面をあわせ持っています。

以上の総合計画における基本計画の位置づけ

を表すと、以下の図表1のとおりとなります。基本計画が、政策分野の方向性を示し、行政機関各部局に戦略的な命令として伝達するとともに、これを受けた行政機関各部局が、より具体的な計画推進のための実施計画を策定するといった構成となっています。

◆ 図表1 基本計画の位置づけ



基本構想は、本市の現状や過去の歴史を踏まえ、本市の将来都市像等を設定するものであり、本市の実施する全ての施策が長期的に目指すべき大綱となるものです。

基本計画は、基本構想の将来都市像等を実現するために、施策の方向性を定めるものであり、市民の思いを中心に据え、本市を取り巻く社会経済環境の変化等を背景として重視すべき視点を加えて設定されます。

実施計画は、基本計画を受けて、その方向性の実現のために策定・実施される具体的な事務事業等で構成される年次計画であり、毎年度の予算編成の指針となります。

2

前期基本計画と市民のニーズ

基本構想に定める基本理念や将来都市像に示すとおり、今次の総合計画においては、特に、市民と一丸となって政策・施策を推進していくことを重視します。

そこで、次に示すとおり、計画に対する市民のニーズの位置づけを明確にするとともに、その把握に努めました。

(1) 市民のニーズの重視

本市は、10年後に向けた将来都市像を「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」とし、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組を原動力とした各分野の発展とそれによる定住と流入を促進し、それがさらなる発展につながるという好循環を生み出す「発展のサイクル」の形成を目指すこととしています。

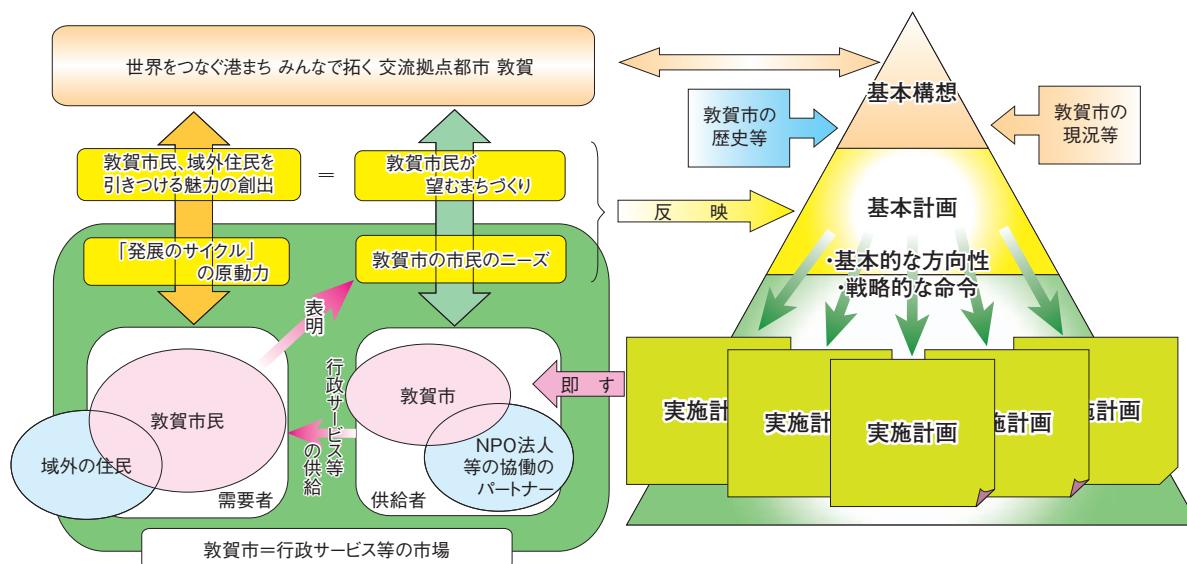
この「発展のサイクル」は市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組により形成されるため、基本構想を実現するための具体的な進路となる基本計画の方向性は、市民のニーズを反映し、これと合致したものであることが求められます。

そのため、総合計画、特に基本計画に対する市民のニーズを以下の図表2のとおり位置づけ

ました。この中で、本市域を行政サービス等の「市場」、市民を行政サービス等を消費する消費者であり、その財源等を負担する納税者といった2つの性格が共存する「需要者」、そして本市やNPO法人等を行政サービス等の「供給者」として整理することができます。このことから、基本計画においては需要者である市民の思いをニーズとして捉え、これに合致する基本計画を設定しました。

さらに、この市民のニーズに基づいた基本計画を行政機関内部においては、基本構想を実現するための戦略として捉え、行政機関各部局がそれに沿った実施計画を策定・実施し、行政サービス等を市民に供給することとなります。

◆ 図表2 計画に対する市民のニーズの位置づけ



(2) 市民のニーズの把握

本市域を行政サービス等の「市場」と見立て、市民を行政サービス等に対する「需要者」として捉えることから、基本計画は、需要者である市民のニーズを中心として設定されることとなります。

そこで、その市民のニーズを把握するため、平成21年7月に市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました（図表3）。全体的な傾向として、まず政策分野別では、福祉や医療に関する施策や産業振興に関する施策の重要度が高い傾向にあります。

次に、市民のニーズが低いと判断される社会教育関係の施策について、概ね現状の満足度が高く、それゆえに市民のニーズが低くなっている傾向にあります。

以上のことから、施策の性質ごとに違いはあるものの、市民のニーズが高い施策については積極的な新規の施策を展開し、また現状の満足度が高く、それゆえに市民のニーズが低くなっている施策については、現状のサービスの水準の維持や現有施設の利活用等を推進するといったおおよその方向性を把握することができます。

◆ 図表3 市民意識調査における市民のニーズの結果

順位	サービスの充実等（ソフト面の取組）	現状の満足度	今後の重要度	市民のニーズ（差引）	公共施設の整備等（ハード面の取組）	現状の満足度	今後の重要度	市民のニーズ（差引）
1	障がい者福祉の充実	2.08	4.23	2.15	障がい者福祉施設等の整備	2.08	4.15	2.07
2	少子化対策や子育て環境の充実	2.26	4.36	2.10	高齢者福祉施設等の整備	2.26	4.32	2.06
3	高齢者福祉の充実	2.37	4.41	2.04	病院等の医療・保健施設の整備	2.52	4.45	1.93
4	中心市街地、商店街の活性化	2.16	4.17	2.01	保育園等や子育て支援施設の整備	2.38	4.16	1.78
5	製造業など工業の振興や企業の誘致	2.12	4.11	1.99	地震や台風等の自然災害を防ぐ施設の整備	2.35	4.03	1.68
6	医療・保健サービスの充実	2.55	4.53	1.98	市街地の再整備	2.31	3.84	1.53
7	行財政改革の推進	2.09	4.03	1.94	観光やレジャー機能を重視した港の整備	2.25	3.73	1.48
8	農林水産業の振興	1.94	3.83	1.89	農道、林道、漁港等の農林水産業の基盤整備	2.11	3.56	1.45
9	敦賀港を活用した商業・観光振興	2.09	3.93	1.84	市道、河川の整備	2.53	3.94	1.41
10	敦賀港を利用した貿易振興	2.02	3.85	1.83	観光資源の開発と観光拠点施設の整備	2.39	3.79	1.40
11	自然災害等に対する防災対策	2.44	4.23	1.79	国際的な貿易に対応した敦賀港の整備	2.23	3.62	1.39
12	ごみの適正処理、不法投棄等への対策強化	2.53	4.28	1.75	新しい工業用地の造成等	2.19	3.54	1.35
13	教育環境の充実	2.50	4.03	1.53	教育施設、学校施設の整備	2.53	3.88	1.35
14	市道、河川の維持管理	2.53	4.02	1.49	バスターミナルの整備や新しい公共交通の導入	2.40	3.74	1.34
15	環境保護活動やリサイクルの推進	2.74	4.10	1.36	自然環境等の保護に必要な施設の整備	2.37	3.68	1.31
16	コミュニティバス等の公共交通機関の充実	2.53	3.86	1.33	情報インフラの整備	2.18	3.47	1.29
17	観光の振興やイベントの充実	2.55	3.83	1.28	歴史的なまちなみの維持などの街路等景観整備	2.53	3.62	1.09
18	ホームページの充実や電子申請などの情報化の推進	2.24	3.44	1.20	大学等の高等教育施設の整備	2.35	3.41	1.06
19	大学等の高等教育の誘致、充実	2.23	3.42	1.19	清掃センター等のごみ処理施設の整備	2.88	3.94	1.06
20	歴史的なまちなみの維持等の景観保全	2.57	3.72	1.15	上・下水道の整備	2.82	3.87	1.05
21	公園の維持管理、美化活動	2.67	3.82	1.15	公園施設、緑地の整備	2.67	3.71	1.04
22	上・下水道の維持管理	2.88	3.93	1.05	図書館等の社会教育施設の整備	2.81	3.41	0.60
23	文化財保護、文化振興活動の推進	2.40	3.42	1.02	体育館や運動場等のスポーツ施設の整備	2.80	3.38	0.58
24	各公民館での公開講座等の生涯学習の充実	2.49	3.40	0.91	公民館やプラザ万象等の生涯学習施設の整備	2.74	3.30	0.56
25	スポーツ活動の振興	2.57	3.48	0.91	博物館や山車会館等の整備	2.70	3.16	0.46
26	図書館の蔵書充実や社会教育活動の充実	2.64	3.51	0.87				
合 計		62.19	101.94	39.75	合 計	61.38	93.70	32.32
		平 均		値				
							1.41	

※網掛け部分は、市民のニーズの平均値以上の部分

3

前期基本計画の視点

本市では、今後10年間、第6次敦賀市総合計画基本構想に定める次の将来都市像の実現に向けて、まちづくりを進めていきます。

「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」

(1) ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち

人口減少が進み、成熟化する社会に対応したまちづくりに向けた各種取組を充実させることで、本市の実情に即したいきいきとした地域社会を形成し、本市に住む全ての人々が、ぬくもりと豊かさを実感することができる住みよいまち

(2) 安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち

社会環境の変化に対応することができる、活発で厚みのある産業構造を持ち、安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち

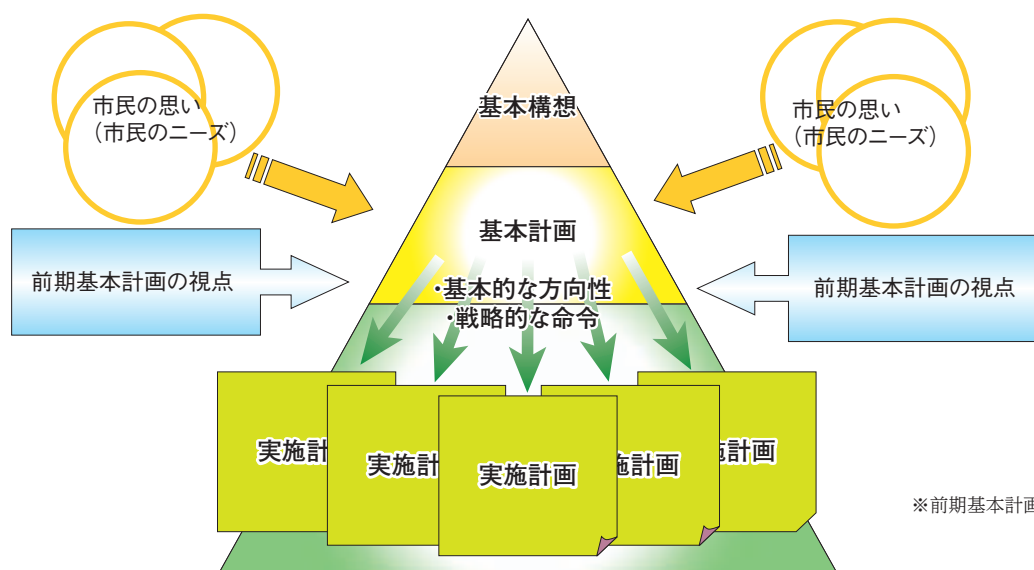
(3) 新たな価値を生み出す創造的なまち

海陸交通の要衝として、東アジア地域や、京阪神・中京大都市圏や周辺地域との広域的な連携を図りながら、本市に期待される役割と可能性を発揮することで、人・物・情報が集まり、新たな産業や文化等を生み出し、発信する創造的なまち

この将来都市像を実現するために、現下の社会経済環境の変化を背景とした本市における重要課題を踏まえ、前期基本計画において重視しなければならない視点を次の(1)～(4)のとおり設定します。

また、前期基本計画は、市民のニーズの結果から把握される市民の思いを中心に据え、この重視しなければならない前期基本計画の視点を加えることで、設定しました。

◆ 図表4 基本計画の設定



(1) 人口減少・超高齢社会に対応した地域社会の形成

わが国では、他の先進諸国の中でも類をみないほど急速に少子化及び高齢化が進行し、人口減少・超高齢社会が現実のものとなっています。そして、その傾向は本市のような地方部の都市において、一層顕著なものとなっています。

このような中で、重要性が一層増大している子育て支援や高齢者支援をはじめとする福祉分野において、これまでのように公助を中心とした取組に加えて、高齢者や障がい者の積極的な社会参画や地域ぐるみでの支え合いの促進といった、いわゆる自助や共助による取組が一層重視されています。

このことから、自助・共助・公助が一体となった支援策を行うことによって、子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や立場の人々が安心して暮らすことができ、日々の暮らしの中でぬくもりを実感することができる地域社会を築いていくことが求められています。

また、社会の人口構成が変化していく中で、都市基盤そのものも、これまでの量的拡充から社会の変化に対応した質的充実に取り組んでいく

ことが求められています。この代表的な取組が、生活に必要な機能を歩いて行ける範囲に集約するまちづくり、いわゆるコンパクトシティの形成です。

この取組を進めることで、都市機能が集約する市街地にあっては敦賀港や歴史的な街並みを活かした風格ある再整備を行うとともに、郊外にあっては自然環境等との調和と共生の実現といったように、それぞれの地域の性格や役割分担に基づいた開発等を行うことによって、人口減少やそれに伴う社会資本の維持や財政負担といった課題に対処していくことが必要となります。

また、このような開発等を行う上で、市民の生活者としての視点を一層重視し、極端な居住環境の格差が生じないように生活道路をはじめとした確実な生活基盤の整備を行うことによって、本市に住む全ての人々が豊かさを実感することができるまちづくりを行うことが求められています。



(2) 立地自治体としての原子力安全・防災対策等の充実強化

これまで本市は、大きな災害に見舞われることなく発展してきましたが、他の地域で発生した災害等を教訓に、地域防災計画・原子力防災計画を策定し、市民の防災意識の啓発や防災・減災対策事業の実施等により、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、阪神・淡路大震災を上回る戦後最大の災害であるだけでなく、東京電力の福島第一原子力発電所にて原子力災害が発生したことから、わが国の原子力行政の根幹を揺るがす災害であったと言えます。



敦賀市原子力発電所懇談会

このことから、本市は、国内有数の原子力発電所の立地自治体として、国や原子力事業者に対して市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、様々な安全対策等を強く求めていく必要があります。

そして、本市には、特に原子力災害を中心とした災害に対するあり方を再検証し、万が一における防災対策はもちろんのこと、平時からの安全対策を一層充実強化していくことで、市民の不安を払拭し、安心して快適な暮らしを送ることができるようにすることが求められています。



敦賀原子力防災センター

(3) 特色や強みを活かした地域経済の活性化

近年のわが国全体を取り巻く非常に厳しい経済状況の中で、本市が持続的に活力を維持していくためには、自立的で、安定的な地域経済基盤を確立することが必要となります。このためには、本市の固有の資源に基づく特色や強みを活かした、地域経済を牽引する競争力の高い産業の存在が重要となります。

本市は、天然の良港である敦賀港を有し、その後背に京阪神・中京の2大都市圏が控えるといった立地特性により、古くから交通の要衝としての役割を担ってきました。現在、舞鶴若狭自動車道の整備や敦賀港の高度化が進められて

おり、本市が、国内外の物流等の中心拠点として、一層発展することが期待されています。

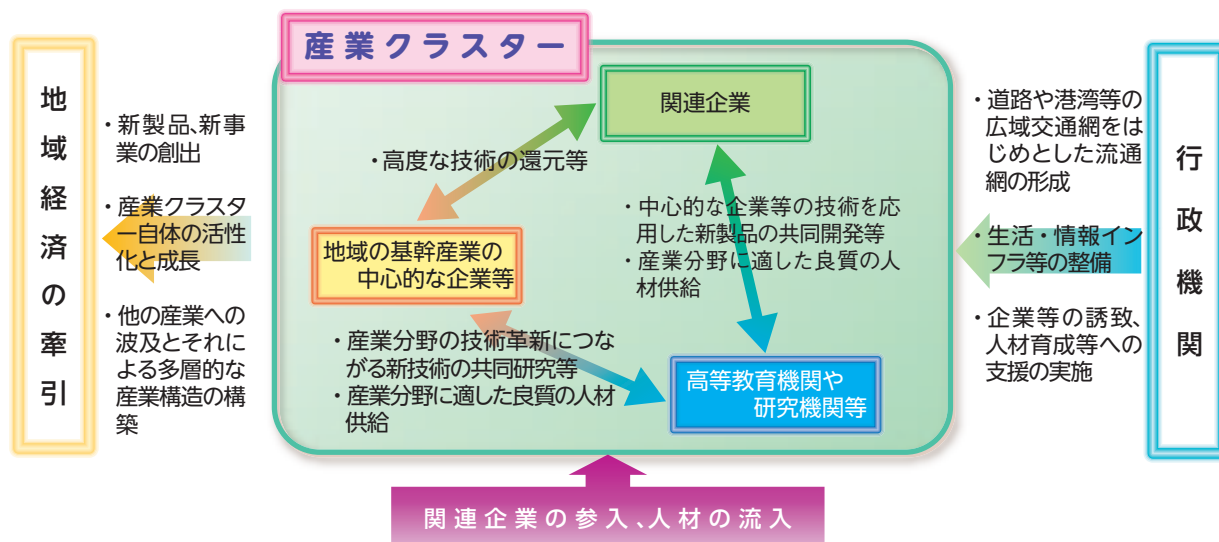
また、本市では、長年、地域経済を支えてきたエネルギー産業といった他の地域にはない強みがあります。今後、福井県が策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づく本市の施策の実施とその実現への協力を足がかりとして、長期的にはいわゆるエネルギー関連の産業クラスターの形成を見据えながら、エネルギー関連企業・大学・本市といった産学官の連携によって、本市の地域経済を牽引する競争力・波及効果の高い産業の活性化を図っていくことが重要とな

ります。

そして、このような民間部門を主体とした産業の活性化を図る上で、行政機関である本市の役割として、広域交通網の整備促進や市内幹線道路の整備、そして敦賀港の利便性向上による円滑な流通網の形成をはじめとした都市基盤の

整備を進めるとともに、企業誘致や高等教育・研究機関の整備等による人材育成への支援等といった、本市の特色や強みが一層発揮されるようなバックアップ体制を整えていくことが求められています。

◆ 図表5 産業クラスターの概念図



(4) 市民とともに進める交流拠点の形成

本市は、現在、平成18年度のＪＲ直流化開業による新快速電車乗り入れの実現を端緒として、舞鶴若狭自動車道の開通だけでなく、国外にあっては目覚ましい経済発展が進む東アジア地域との一層の交流・連携の強化が求められるといった広域交通網の変革期を迎えているとともに、それに伴う新たな発展の転換点にあると言えます。

このような中で、本市は、長期的には将来都市像に定めるとおり、この広域交通網の変革を契機として、人・物・情報の集積と、それによる新たな産業や文化等の創出、そして各地域への発信といった正に産業活動や文化活動等の交流拠点となることが望まれます。

このような交流拠点の形成は一朝一夕に成るものでないだけでなく、各分野における不断の取組が必要となります。そこで、その取組にお

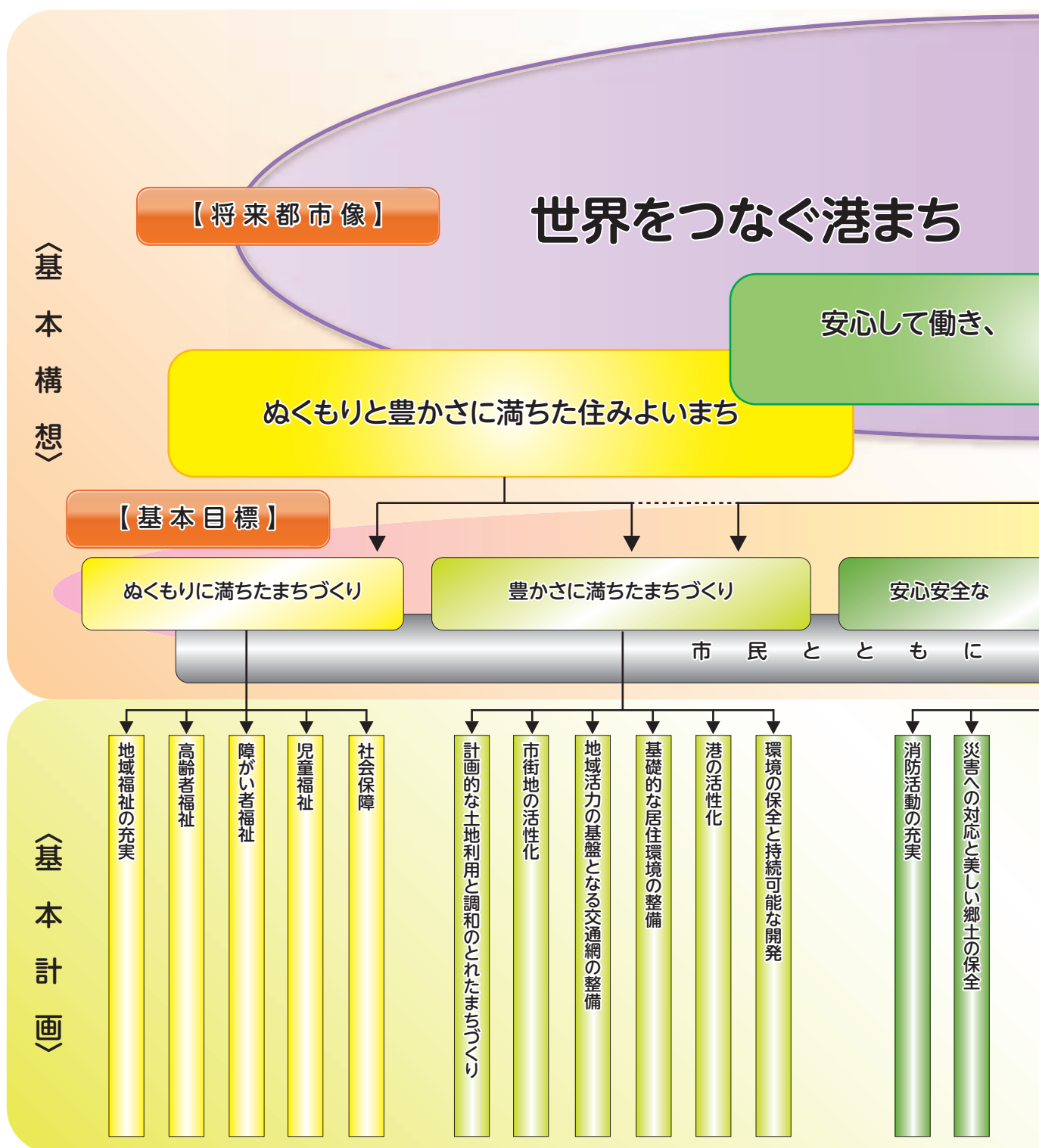
いては資源や能力に限りがある行政が主導するというよりは、市民・地域・企業等の民間部門が中心となって、行政がそれを支援する形で行われるといった、いわば地方自治の本旨の一つである住民自治への回帰と実践が必要になると考えられます。

これまで、本市では、特に第5次敦賀市総合計画の各基本計画において、民間部門と行政とのパートナーシップの構築やその意識の醸成を重視してきました。本計画においては、それをさらに一歩進めて、市民とともに交流拠点の形成を進める上での、具体的な市民のまちづくりへの参画制度の設計・拡充を行うとともに、その積極的活用による民間活力を主体としたまちづくりを進めていく必要があります。

4

施策の体系

今後の本市の発展の源泉である市民の思いを中心に据え、社会経済環境を背景とした重視すべき視点を加えて設定した基本計画を、基本構想に定める基本目標ごとに分類すると、第6次敦賀市総合計画前期基本計画の全体の体系は、次のようになります。



将来都市像の実現に向けた市民の主体的かつ責任ある取組によって、「発展のサイクル」を形成するために、市民のニーズを中心に設定した基本計画を総合的にかつ確実に実施していきます。

※基本計画の詳細な設定方法は、資料編 182 頁をごらんください。

みんなで拓く交流拠点都市 敦賀

暮らすことができる
活力にあふれるまち

新たな価値を生み出す創造的なまち

まちづくり

活力にあふれるまちづくり

心豊かな人を育むまちづくり

進 め る ま ち づ く り

原子力安全

日常の安全の確保

医療・保健体制の充実

工業の振興と流通網の展開

エネルギーと地域振興

商業の振興

観光の振興

農林水産業の振興

雇用環境の改善

地域社会の発展の礎を築く教育の振興

新しい時代の社会教育の充実と活性化

文化の振興と郷土への誇り

スポーツの振興と新たな役割

国際交流・広域連携



特集

大規模災害への対応と原子力行政

- 1 災害に強いまちづくりの推進
- 2 災害に強い人づくりの推進
- 3 災害に強い地域づくりの推進
- 4 広域連携の強化
- 5 原子力安全対策の充実強化
- 6 原子力防災対策の充実強化
- 7 エネルギー都市にふさわしい
安心・安全と産業拠点の形成

大規模災害への対応と原子力行政 ～東日本大震災を受けて～

本市は、これまで阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害を教訓に、災害に強いライフラインの構築や敦賀市防災センターの建設、そして各地域における防災訓練の実施等、様々な防災・減災対策に取り組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を上回る甚大な被害をもたらしただけでなく、地震はもとより、高い津波の発生や東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を伴ったことから、わが国の防災体制及び原子力行政の根幹を揺るがす災害であったと言えます。

このことから、沿岸自治体であり、国内有数の原子力発電所の立地自治体である本市において、原子力防災を中心に、大規模災害への対応を今一度、再検証し、市民が安心して暮らすことができる都市を形成していくことが、喫緊の課題となっています。



1 災害に強いまちづくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、市民の生命と財産を守るために、今後の国の動向等を注視しながら、災害の種類に応じ、地域性等に即した総合的な防災対策の確立に向けて、災害時収容病院の整備等といった災害時の緊急医療体制の充実を含めた「敦賀市地域防災計画」の見直しをはじめとして、本市の防災体制を再検証していきます。

また、まちづくりにおいて、河川改良等の抜本的な防災対策事業とあわせて、都市計画マスタープランやハザードマップの作成等を通じて、避難施設の適正な配置等の災害面に十分配慮した安心・安全な土地利用を推進します。

そして、上水道等の災害に強いライフラインの構築や多様な緊急情報の伝達手段の整備等の減災対策事業に取組み、利便性や快適性だけでなく、防災性の向上を十分考慮した良好な都市基盤を整備することで、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、万が一の際の避難用道路や物資等の輸送ルート又は代替輸送ルートとして機能する、西浦1、2号線等の整備を推進するとともに、舞鶴若狭自動車道をはじめとした本市と周辺地域を結ぶ広域避難道路や敦賀港の整備を促進していきます。



舞鶴若狭自動車道イメージ
※ NEXCO 西日本提供



鞠山南地区多目的国際ターミナル



敦賀市防災センター



災害対策本部



耐震管の布設替え



防災情報受信端末機



市道西浦1、2号線等

2 災害に強い人づくりの推進

災害から生命、財産を守るためには、市民一人ひとりが平時から、自らの身は自ら守るといった防災や減災における自助意識が重要となります。

そこで、市民の主体的な活動を防災における重要な基盤として位置づけ、防災や減災に関する知識の普及・啓発や防災訓練の実施等によって、市民自らが適切に災害に備えることができるよう支援し、災害に強い人づくりを推進します。



総合防災訓練

3 災害に強い地域づくりの推進

急速な高齢化や核家族化を背景として、災害時の避難行動に援助が必要な災害時要援護者が増加している中で、避難所の運営、被災者救出活動等において、地域を一番良く知り、地域に即したきめ細かな活動ができる地域住民の連携組織の重要性が一層高まっています。

そこで、地域住民による自主防災組織の組織化やその活動を支援するとともに、災害時において医療機関や災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。



消防団の訓練



豪雪時の除雪ボランティア活動

4 広域連携の強化

現在、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を背景として、経済的・文化的な交流に留まらず、多様な分野において広域的な連携による取組が求められています。

そこで、国内の姉妹都市等との青少年の相互訪問をはじめとした交流の促進だけでなく、福祉や医療、そして防災分野等の市域を越えた共通する課題に対処するために、市民の意思を十分に尊重することを前提として、慎重な議論の上で、広域的な連携を強化していきます。

5 原子力安全対策の充実強化

東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所の原子力災害を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まり、市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいる状況にあります。

そこで、本市は、原子力発電所の立地自治体として、国や原子力事業者に対して、一日も早く市民の原子力発電所に対する不安を払拭し、市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、安全指針等の抜本的な見直しや様々な安全対策を強く求めていくとともに、広域連携大学拠点の形成による原子力防災等における高度な知識の集積と人材育成等を通じて、原子力発電所に対する一層の監視強化に取り組んでいきます。

また原子力研修会の開催をはじめとした原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進していくことで、平時からの原子力安全対策の充実強化を推進していきます。

そして、これらの取組に加えて、他の立地地域における原子力災害であっても、本市産業等に影響を与える可能性がある風評被害について、その発生の防止や対策に努めていきます。



敦賀発電所1号機



敦賀市原子力発電所懇談会

6 原子力防災対策の充実強化

原子力発電所に対する市民の不安を払拭するためには、万が一の際における防災体制が不可欠です。特に、東日本大震災による福島第一原子力発電所における原子力災害が、地震と地震による高い津波の発生が要因として考えられており、このような最新の知見を反映させていくとともに、国の動向を踏まえながら、地域の実状に即した「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめとして、本市の原子力防災体制を再検証していきます。

さらに、今回の原子力災害において関係機関相互の連携の重要性が改めて浮き彫りとなったことから、本市や原子力事業者だけでなく、初期被災者医療機関として指定されている市立敦賀病院を中心とした医療機関や、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化するとともに、万が一の際に無用な混乱が生じないように原子力防災訓練の実施や原子力防災に関する知識の普及・啓発に取り組むことで、地域全体による一層強力な原子力防災体制を構築していきます。



敦賀原子力防災センター

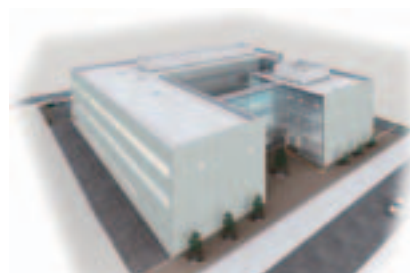


7 エネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業拠点の形成

本市は、わが国有数の原子力発電所の立地自治体であり、長年にわたり国の原子力政策に協力するとともに、エネルギー産業が長期・安定的な雇用を創出するなど、地域経済を支えてきましたが、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生により、市民の原子力発電所への不安が高まっています。

このことから、原子力発電所の立地自治体である本市には、原子力発電所の安全確保を国や事業者に強く求め、市民の安心と安全の確保を大前提として、エネルギー都市である本市の強みを十分に発揮し、市民が原子力発電所との新たな信頼関係を構築していくことができる取組が求められています。

その具体的な取組として、広域連携大学拠点の形成が挙げられます。これにより、エネルギー関連企業・大学・本市による産学官の連携を促進することによって、原子力防災等における高度な知識の集積と人材の育成・交流を通じて原子力発電所に対する一層の安全対策の強化や、新しい産業の創出・育成による地域経済の基盤の強化を推進し、本市がエネルギー都市にふさわしい安心安全と産業の拠点となることを目指します。



福井大学附属国際原子力工学研究所

【参考】原子力発電所の状況及び原子力防災対策図

	原子力事業所		所在地	炉型
運転中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所1号機	敦賀市明神町	沸騰水型軽水炉
		敦賀発電所2号機	〃	加圧水型軽水炉
建設中	独立行政法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	敦賀市白木	高速増殖炉
準備中 建設中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所3, 4号機	敦賀市明神町	改良型加圧水型軽水炉
措置中 廃止	独立行政法人 日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	敦賀市明神町	新型転換炉

※ふげんは、平成15年3月29日に運転終了。

